

青少年にふれあい 愛のひと声を

令和7年度
柏市少年補導センター活動要覧



柏市教育委員会

目 次

少年補導センターのあらまし

(1) 設置経過	1
(2) 設置主体	1
(3) 主管部局	1
(4) 施設の概要	1 の 2
(5) 事務局	2
(6) 柏市少年補導センター運営協議会委員	2
(7) 少年補導委員	3
(8) やまびこ電話柏相談員	3
(9) 活動区域の状況	3

令和7年度活動方針	4
活動内容	5
年間事業計画	8

令和7年度柏市学校警察連絡協議会 運営方針・重点目標・事業計画	10
---------------------------------	----

令和6年度街頭補導状況

(1) 街頭補導状況	12
(2) 補導少年の学職別・男女別	12
(3) 補導少年の行為・年齢・男女別	13
(4) 補導少年の行為・場所別	13
(5) 補導少年の居住別状況	14
(6) 月別補導状況	14
(7) 地区補導の状況	14

過去10年間の補導の推移

(1) 行 為 別	15
(2) 学 職 別	16
(3) 年 齢 別	16

令和6年度やまびこ電話柏

相談状況	17
受理状況集計	18

令和6年度少年相談

相談状況	19
受理状況集計	20

令和6年度サイバーパトロール実施状況	21
--------------------	----

条例・規則等

(1) 柏市少年補導センター設置条例	22
(2) 柏市少年補導センター設置条例施行規則	23
(3) 少年補導委員要領	24
(4) 柏市少年補導センター少年補導委員連絡協議会会則	25
(5) 柏市学校警察連絡協議会規約	28
(6) 補導対象少年の行為	30
(7) 各種法律による青少年の呼称及び年齢区分	31

少年補導センターのあらまし

(1) 設置経過

- 昭和 41. 5. 1 柏市教育委員会規則で少年補導センター設置を決定
41. 5.28 開所式 主管部局は教育委員会事務局とし、
柏市柏六丁目2番25号柏市中央公民館内に開設。
41.10.11 柏市条例第32号により「柏市少年補導センター設置条例」制定
42. 4.12 柏市柏六丁目2番23号寺島ビル3階に移転。
42.10. 1 機構の改革に伴い、民生部青少年課の主管となる。
42.10. 2 規則第30号により「柏市少年補導センター設置条例施行規則」制定
43. 9. 9 柏市柏五丁目9番6号柏市都市開発公社ビル3階に移転。
47. 6. 5 柏市柏五丁目9番7号柏市役所分室2階に移転。
52. 4. 1 機構の改革に伴い柏市教育委員会の主管になる。
54.11. 1 柏市柏五丁目9番7号柏市役所分室1階に移転。
55. 4.21 やまびこ電話柏を設置。
59. 2.10 柏市柏五丁目8番32号新庁舎開所。
平成 6.11.29 柏市柏五丁目8番32号柏市役所本庁舎分室1に移転。
12. 3.31 柏市柏五丁目8番32号柏市役所本庁舎分室2に移転。
19. 4. 1 組織改編に伴い主管部局が生涯学習部生涯学習課となる。
26. 6. 1 いじめeメール相談を開始。
26. 7. 1 サイバーパトロールを定期化。
28. 4. 7 「Filii かしわ」実証実験
29. 4. 1 ネットいじめ、トラブル相談窓口設置
30. 4. 1 組織改編に伴い主管部局が学校教育部児童生徒課となる。
令和 4. 4. 1 いじめeメール相談の担当課が児童生徒課となる（廃止・令和
5.4.1）。

(2) 設置主体 柏市

(3) 主管部局 柏市教育委員会学校教育部児童生徒課

(4) 施設の概要

所在地	柏市柏五丁目8番32号 柏市役所本庁舎分室2	
床面積	106.32㎡	
施設内容	事務室	54.29㎡
	相談室	8.10㎡
	電話相談室	6.00㎡
	面接室・倉庫・手洗い他	37.93㎡

(5) 事務局

職 名	職 員 氏 名
所長	滝 恒 真
指導主事	麻 生 徹
一般事務	八 巻 彰 一
非行防止アドバイザー	宮 本 知 史
生徒指導アドバイザー	今 井 敦
生徒指導アドバイザー	宮 武 孝 之
補導専門員	緑 川 敦 子
補導専門員	加 藤 明 広

(6) 柏市少年補導センター運営協議会委員一覧

	選出区分	役 職	氏名
1	関係機関	千葉県柏警察署生活安全課少年係長	小 関 淳
2	〃	千葉県柏児童相談所主任上席児童福祉司 兼柏末広支所児童福祉課長	菅 野 佳 輝
3	〃	柏市小中学校校長会長 (柏市立柏第一小学校長)	三 浦 邦 彦
4	〃	柏市学校警察連絡協議会長 (柏市立松葉第二小学校長)	石 井 剛 範
5	〃	柏市立柏高等学校教頭	岡 本 貴 也
6	関係団体	柏市少年補導委員連絡協議会副会長	裕 富 由美子
7	〃	柏市青少年相談員連絡協議会長	高 橋 裕 馬
8	〃	柏市青少年健全育成推進連絡協議会長	荒 井 真 彦
9	〃	柏市子ども会育成連絡協議会長	門 井 隆 志
10	〃	柏市PTA連絡協議会長	鈴 木 道 貴
11	学識経験者	柏地区保護司会柏支部長	高 橋 洋 子
12	〃	東葛飾地区更正保護女性会副会長	平 章 子
13	〃	主任児童委員	田 口 明 美
14	〃	民生委員・児童委員	押 味 富士子
15	〃	元生徒指導アドバイザー	渡 辺 雅 裕

基準日：令和7年5月1日 任期：令和9年4月30日まで

(7) 少年補導委員 (令和6～7年度 委員定数135名)

No	教育機関・団体名	定員数	No	教育機関・団体名	定員数
1	第一地区	7	11	南部地区	5
2	第二地区	7	12	逆井地区	6
3	第三地区	7	13	西原地区	7
4	第四地区	6	14	松葉地区	7
5	第五地区	7	15	中原地区	6
6	光ヶ丘地区	6	16	豊四季地区	6
7	酒井根地区	8	17	風早地区	6
8	富勢地区	7	18	手賀地区	6
9	田中地区	8	19	大津ヶ丘地区	6
10	土地地区	6	20	高柳地区	6
			21	柏の葉地区	5
			合 計		135

(8) やまびこ電話柏相談員

現在6名の相談員がいます。

相談時間は平日の13時～19時です。

常時1名が専用電話で相談業務を行っています。

(9) 活動区域の状況 (令和7年4月1日現在)

柏市総人口	436,545人
小学校(6才～11才)	42校
中学校(12才～14才)	26校
高等学校(15才～17才)	14校
特別支援学校	1校1分校
児童相談所	1所1支所
警察署	1署
交番・駐在所	21ヶ所

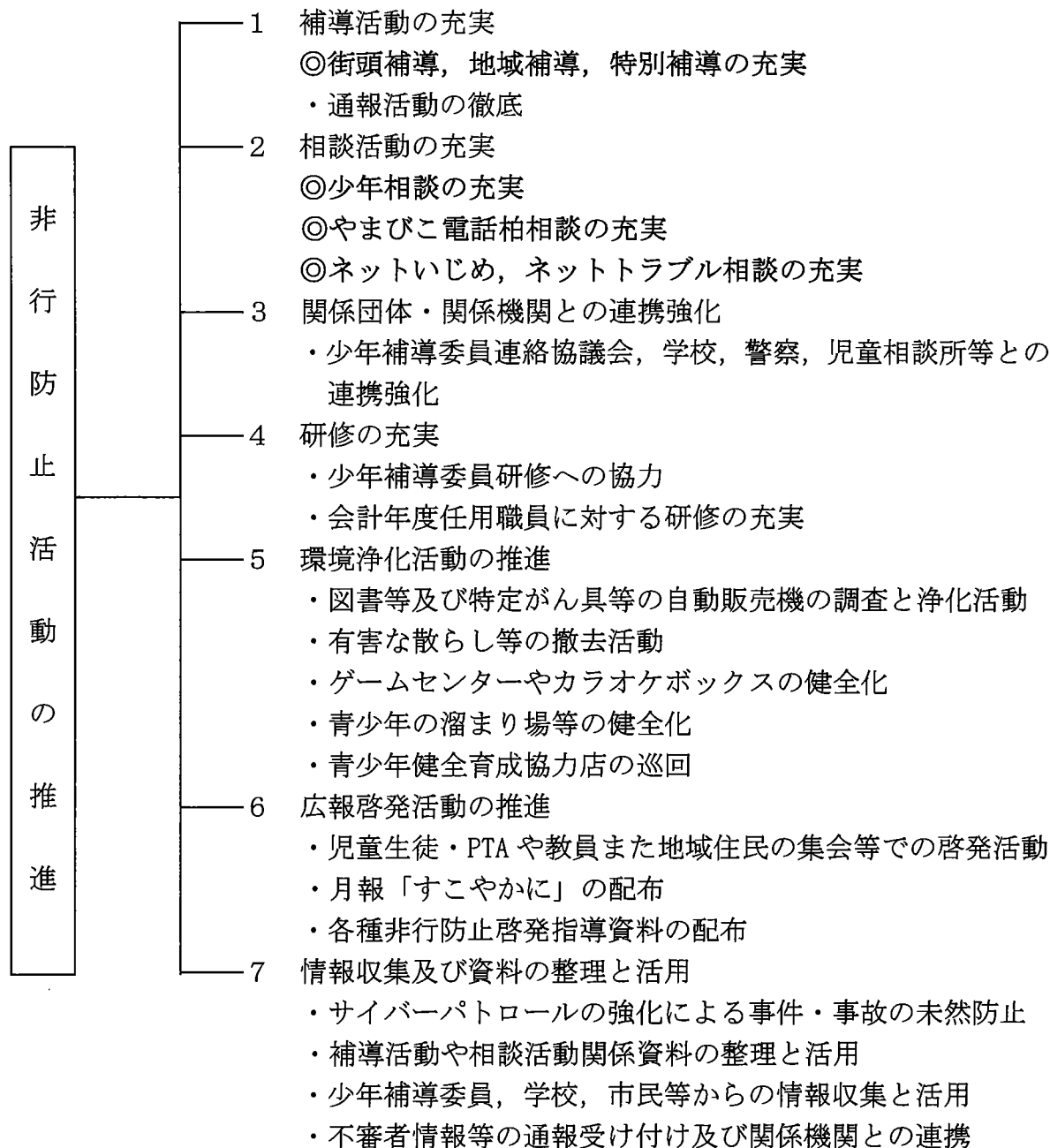
令和7年度活動方針及び活動内容について

柏市少年補導センター

活動方針

少年補導センターは、青少年の健全な育成を期し、少年の補導活動を総合的に推進するための拠点である。補導活動、相談活動、環境浄化活動、広報啓発活動を積極的に展開し、非行の未然防止に努める。また、関係団体・関係機関と連携しながら地域ぐるみの非行防止活動の推進を図る。

◎・・・今年度の重点項目



活動内容

1 補導活動の充実

繁華街や青少年の溜まり場等非行の行われやすい場所に重点をおいて、補導活動を日常的に実施し、不良行為等の問題行動の早期発見・早期補導（「愛のひと声」）に努めながら、非行防止活動の充実を図る。

（1）街頭補導

毎週水曜日を除く平日に柏駅周辺で補導活動を実施する。夜間補導については、月に3回程度、柏駅周辺で行う。

街頭補導計画

昼夜別	実施時間帯
午前	9：45～10：45
午後	15：00～16：00
薄暮	16：00～17：00
夜間	19：00～20：00

（2）地域補導

少年補導委員が地域の実態により、地域に密着した補導活動を実施し、青少年健全育成及び非行防止に努める。

（3）特別補導

中学校の体育祭・卒業式及び夏休み・冬休みなどに特別に補導を実施する。

（4）広域列車補導

1 1月に駅構内や駅周辺を特別に補導する。

2 相談活動の充実

青少年の問題や悩みに対し、温かく適切な助言・指導を行い、青少年が自ら解決を図れるように援助する。

（1）やまびこ電話柏

誰にも相談できない青少年の悩みの相談窓口として、受容と共感を基本に相談に応じる。

（2）少年相談（電話・来所・訪問）

青少年の不良行為等の問題行動で悩みをもっている保護者、教員、青少年本人等からの相談に応じる。

（3）生徒指導巡回相談

市立の中学校や市立柏高校、通信制高校・サポート校を訪問し、生徒指導上の問題について情報交換や相談活動を行い連携を図る。

（4）ネットいじめ、ネットトラブル相談

少年相談窓口でネットいじめ及びネットトラブルへの対応方法等の相談を受ける。

3 関係団体・関係機関との連携強化

青少年の非行防止対策をより一層効果的に推進するため、関係団体・関係機関との連携強化に努める。

少年補導センターが関係する団体・機関は、次のとおりである。

- (1) 柏市少年補導委員連絡協議会（事務局）
- (2) 柏市学校警察連絡協議会（事務局）
- (3) 柏市小中学校生徒指導主任連絡協議会
- (4) 千葉県柏警察署
- (5) 千葉県警察東葛地区少年センター
- (6) 千葉県柏児童相談所
- (7) 近隣市青少年補導センター
- (8) 柏駅周辺防犯推進協会

4 研修の充実

少年補導委員や相談担当者の資質向上を図るため、実践的な研修の充実に努める。

(1) 少年補導委員研修

日常の補導活動に役立つ実践的な研修会を実施し、補導技術の向上とともに補導委員としての意識の高揚を図る。また、補導専門員の街頭補導活動に同行しながら補導技術の習得に努める。

(2) 会計年度任用職員等に対する研修

研修会を実施し、青少年や保護者の多様な相談に対応できるように、やまびこ電話相談員、非行防止アドバイザー及び生徒指導アドバイザー並びに補導専門員個々の資質の向上を図る。

5 環境浄化活動の推進

有害環境の実態を把握し、青少年の非行防止の立場から地域の環境浄化活動を積極的に進める。

(1) 書店や中古書店の調査と環境浄化活動の啓発

市内の書店や中古書店を調査し、県の青少年健全育成条例が遵守されているか調査するとともに、環境浄化活動について啓発を行う。

(2) 有害な散らし等の撤去

電柱や電話ボックスに貼付されたポスターや散らしを、街頭補導や地域補導において積極的に撤去活動を行う。

(3) ゲームセンターやカラオケボックスの健全化

ゲームセンターやカラオケボックスが、青少年の非行の温床になっていないかどうかに注意し、関係機関等と連携して健全化を図る。

(4) 青少年のたまり場等の健全化

地区ごとに青少年のたまり場や犯罪を誘発しやすい環境等を調査し、補導活動や広報啓発活動を通じて健全化を図る。

(5) 青少年健全育成協力店の巡回

少年補導委員が中心となって、地域活動の中で青少年健全育成協力店を巡回し、万引き防止や社会環境浄化活動等について協力を依頼する。

6 広報啓発活動の推進

学校、PTAなど関係団体等に、補導状況等についての理解を深めてもらうために、次のような広報啓発活動を実施する。

(1) 児童生徒・PTA及び教員並びに地域住民の研修会等での啓発活動

携帯電話やスマートフォン等によるインターネットの利用に関連した犯罪の防止や薬物乱用防止等の啓発に努める。

(2) 各種非行防止啓発指導資料の配布

小・中・高校に非行防止啓発指導資料を配布するなどして、その防止に努める。

(3) 月報「すこやかに」の配布

補導センターの補導状況や各種啓発情報を提供し、青少年の非行防止や被害防止に努める。また、SNSを活用し、情報を発信する。

7 情報収集及び資料の整理と活用

問題行動や被害等に関する情報を整理するとともに、必要に応じて関係団体・関係機関へ情報を提供するなどして、青少年の非行防止を図る。

(1) サイバーパトロールを強化し、掲示板サイトやSNS等をチェックする中で、不適切な掲載や事件・事故に繋がりそうな書き込みについては当該校と連絡を取り、関係者に適切な対応をするよう働きかける。

(2) 補導活動や相談活動関係資料の整理と活用

毎月の補導や相談の状況を整理し、現状を把握するとともに補導活動や相談活動に活用する。

(3) 少年補導委員、学校、市民等からの情報収集と活用

青少年の問題行動や被害に関する情報を広く収集し、必要に応じて学校、少年補導委員、警察署等へ情報を提供するなどして、青少年の非行防止に活用する。

(4) 不審者情報等の通報受け付け及び関係機関との連携

学校に対する通報受け付けの周知と関係機関との速やかな情報共有を図り、青少年の被害防止につながる対応に努める。

令和7年度 年間事業計画 (R7.4.1 現在)

	日	曜日	関係事業等	備考
4	18	金	県青少年補導センター連協議会①(船橋市青少年センター)	広報紙『すこやかに』発行
	19	土	少年補導委員研修会・市補連定期総会(中央公民館)	
			学警連定期総会(書面開催)	
5	7	水	県補連理事会⑤(船橋市青少年センター)	広報紙『すこやかに』発行
	9	金	少年補導センター運営協議会(沼南庁舎)	『少年補導センター活動要覧』発行
	23	金	県青少年補導センター連絡協議会②「総会」(千葉市)	
6	6	金	学警連役員会議①(さわやかちば県民プラザ)	広報紙『すこやかに』発行
	6	金	学警連小中高情報交換会①(さわやかちば県民プラザ)	市補連広報紙『あすなろ』発行
	14	土	市補連運営委員会①(場所未定)	
	20	金	県補連代議員総会(市川市生涯学習センター)	
7	月間		青少年の非行問題に取り組む全国強調月間	広報紙『すこやかに』発行
			県補連理事会①(船橋市青少年センター)	
	19	金	市補連夏季休業中地区特別補導 ～8月31日(市内各地区)	
	31	木	学警連夏季研修講座(アミューゼ柏)	
			県下一斉合同パトロール	
	月間		社会を明るくする運動の強調月間・再犯防止啓発月間	
8	19	火	学警連視察研修(場所未定)	広報紙『すこやかに』発行
	22	金	学警連役員会議②(柏神社)・学警連夏季特別補導①(柏駅周辺)	
	25	月	学警連夏季特別補導②(柏駅周辺)	
	26	火	学警連夏季特別補導③(柏駅周辺)	
	28	木	学警連夏季特別補導④(柏駅周辺)	

月	日	曜日	関 係 事 業 等	備 考
9			県補連理事会②(船橋市青少年センター)	広報紙『すこやかに』発行
	13	土	市補連運営委員会②(場所未定)	
10			一日補導キャンペーン(柏駅東口)	広報紙『すこやかに』発行 学警連会報『きずな』発行
11			県青少年補導(委)員大会(千葉市)	広報紙『すこやかに』発行
	8	土	市補連運営委員会③(場所未定)	
			県補連理事宿泊研修会・県補連理事会③(場所未定)	
	未定	未定	県下一斉広域列車補導 (JR, TX, 東武)	
12	23	火	学警連年末年始特別補導①(柏駅周辺)	広報紙『すこやかに』発行
			市補連年末年始地区特別補導 ～1月5日(市内各地区)	
	24	水	学警連年末年始特別補導②(柏駅周辺)	
1	9	金	学警連小中高情報交換会②(さわやかちば県民プラザ)	広報紙『すこやかに』発行
	10	土	市補連運営委員会④(場所未定)	啓発漫画結果報告
	未定	未定	県青少年補導センター職員合同研修会(…市)	
2	6	金	学警連役員会議③(さわやかちば県民プラザ)	生活実態調査結果報告 啓発漫画作品集配付
			県補連理事会④(船橋市青少年センター)	広報紙『すこやかに』発行
	未定	未定	県補連東葛ブロック研修会(…市)	学警連会報『きずな』発行
	未定	未定	県青少年補導センター連絡協議会③(船橋市)	
3	14	土	市補連運営委員会⑤(場所未定)	広報紙『すこやかに』発行
	未定	未定	中学校卒業式特別補導	市補連広報紙『あすなろ』発行
	未定	未定	市補連中学校卒業式地区特別補導	
			市補連市内一斉補導(市内各地区)	

※ ○のなかの数字は会議の回数を表わす。

令和7年度 柏市学校警察連絡協議会事業

1 運営方針

- (1) 各学校において、積極的な生徒指導を推進するために学校・関係諸機関相互が情報を交換しあう。
- (2) 各学校における児童生徒の非行・問題行動についての早期発見，指導のための体制づくりや実践活動を行う。
- (3) 各学校における生徒指導の充実を図るため，柏警察署，東葛地区少年センター，柏児童相談所，柏市少年補導センター，その他関係諸機関・団体の連携・協力を密にする。
- (4) 児童生徒を取り巻く環境の浄化・整備活動を推進する。
- (5) 児童生徒の事故防止のために，安全教育の徹底を図る。また，危険箇所の再点検・整備を進める。
- (6) 「安全・安心まちづくり」のために，地域と学校が協力して『愛のひと声運動』を地域に定着するように努める。

2 重点目標

- (1) 学警連の活動を広く理解してもらうとともに，各種団体との連携・協力を進める。
- (2) 会報「きずな」を発行し，学警連の活動への理解・協力を促進する。
- (3) 長期休業中などの特別補導等を通して，小・中・高等学校の連携・協力を強化する。
- (4) 生徒指導関係者を対象とする研修を実施し，その内容の充実を図る。
- (5) 万引き等初発型非行防止の啓発活動を推進する。（少年補導センターとの連携）
- (6) 薬物乱用防止，携帯電話・スマートフォン等の情報モラルの啓発活動を推進する。

令和7年度 柏市学校警察連絡協議会 事業計画

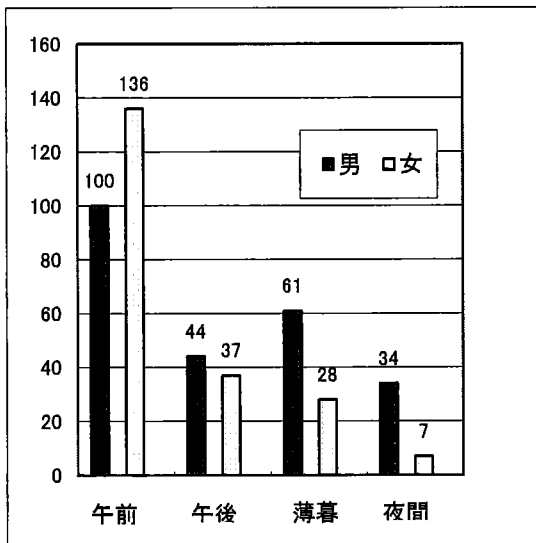
月 日	内 容
4月～5月	定期総会 ※書面開催
6月 6日(金)	第1回役員会議
6日(金)	第1回小・中・高等学校情報交換会
7月31日(木)	啓発漫画作品の募集(万引き・携帯・スマホ・ネット・薬物等) 夏季研修会(14:00～16:00)
8月19日(火)	視察研修
22日(金)	第2回役員会議・夏季休業特別補導①
25日(月)	夏季休業特別補導②
26日(火)	夏季休業特別補導③
28日(木)	夏季休業特別補導④
10月	会報「きずな」92号発行
12月23日(火)	調査部生活実態調査(アンケート)実施 年末年始特別補導①
24日(水)	年末年始特別補導②
1月 9日(金)	第2回小・中・高等学校情報交換会 啓発漫画審査結果報告
2月 6日(金)	第3回役員会議 調査部生活実態調査(アンケート)結果報告 会報「きずな」93号発行 啓発漫画作品集配付
4月	第4回役員会議 ※書面開催

街頭補導状況 令和6年4月から令和7年3月まで

(1) 街頭補導状況

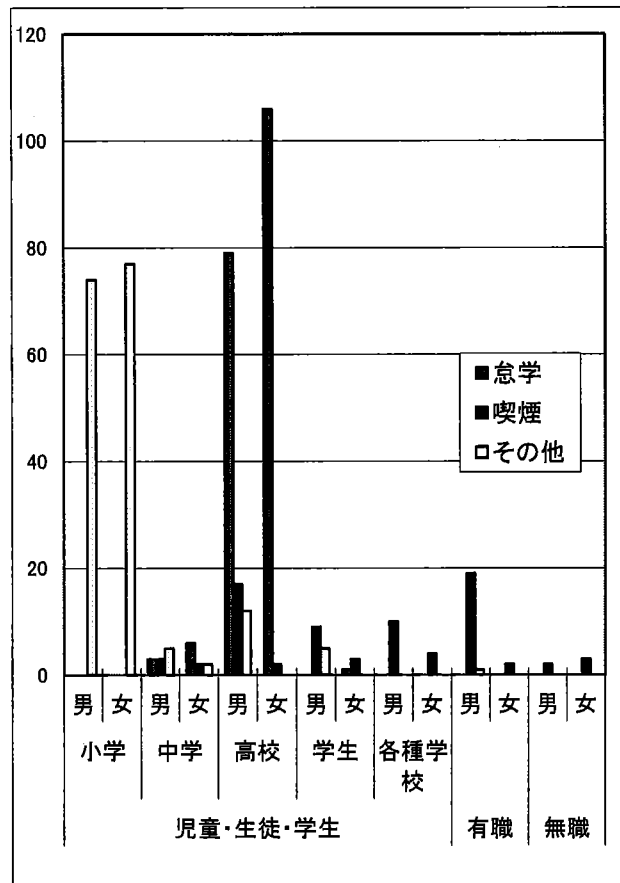
区分	実施回数	従事者数(人)				補導少年数(人)		
		補導委員	市職員	警察関係	計	男	女	計
午前	137	127	333	0	460	100	136	236
午後	77	34	193	0	227	44	37	81
薄暮	86	24	235	4	263	61	28	89
夜間	36	11	131	0	142	34	7	41
計	336	196	892	4	1092	239	208	447

この表は、主として柏駅周辺の街頭補導での統計です。



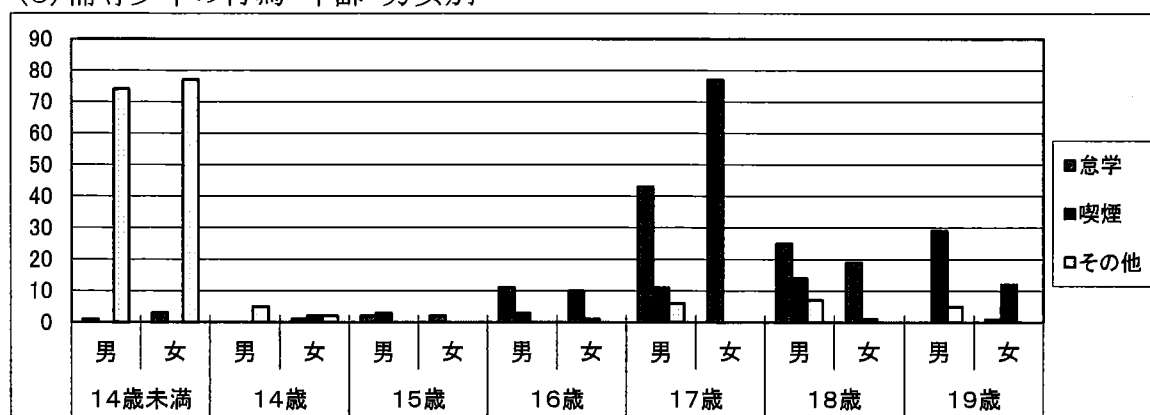
(2) 補導少年の学職別・男女別

令和6年度の補導少年総数は447件です。令和元年度から令和5年度まで、5年連続で300件台で推移していましたが、令和6年度は400件を超えました。



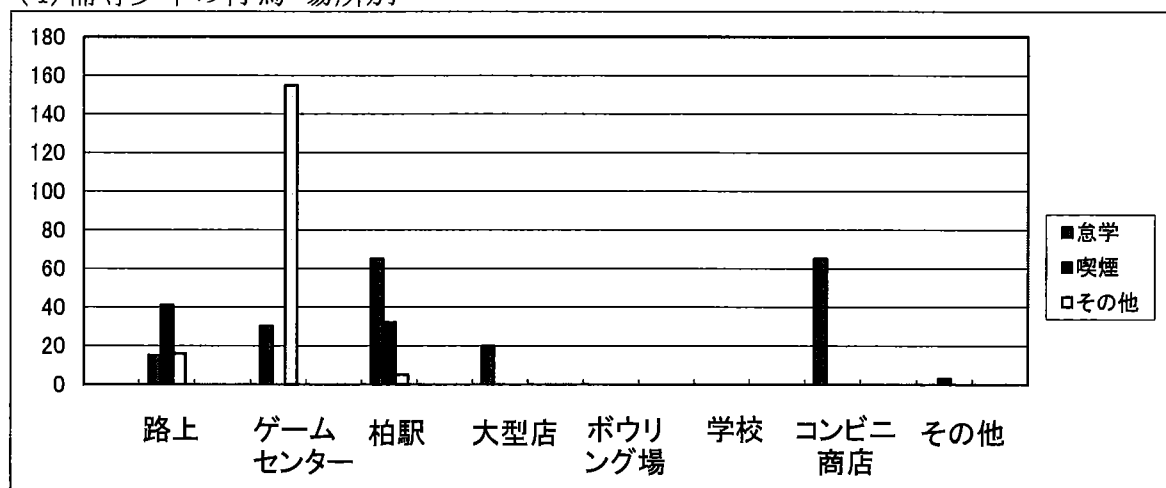
学職 行為	児童・生徒・学生										有職		無職		合計		
	小学		中学		高校		学生		各種学校		男	女	男	女	男	女	計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女							
怠学	0	0	3	6	79	106	0	1	0	0	0	0	0	0	82	113	195
喫煙	0	0	3	2	17	2	9	3	10	4	19	2	2	3	60	16	76
その他	74	77	5	2	12	0	5	0	0	0	1	0	0	0	97	79	176
計	74	77	11	10	108	108	14	4	10	4	20	2	2	3	239	208	447

(3) 補導少年の行為・年齢・男女別



行為	14歳未満		14歳		15歳		16歳		17歳		18歳		19歳		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
怠学	1	3	0	1	2	2	11	10	43	77	25	19	0	1	82	113
喫煙	0	0	0	2	3	0	3	1	11	0	14	1	29	12	60	16
その他	74	77	5	2	0	0	0	0	6	0	7	0	5	0	97	79
計	75	80	5	5	5	2	14	11	60	77	46	20	34	13	239	208

(4) 補導少年の行為・場所別



場所	路上	ゲームセン	柏駅	大型店	ボウリング場	学校公園	コンビニ商店	その他	計
怠学	15	30	65	20	0	0	65	0	195
喫煙	41	0	32	0	0	0	0	3	76
その他	16	155	5	0	0	0	0	0	176
計	72	185	102	20	0	0	65	3	447

喫煙が大幅に増加し、平成26年度以来の70件台となりました。中学生の喫煙も見られ、柏駅東口の青少年の様子が、平成の20年代頃までの様子に戻ってきている印象です。

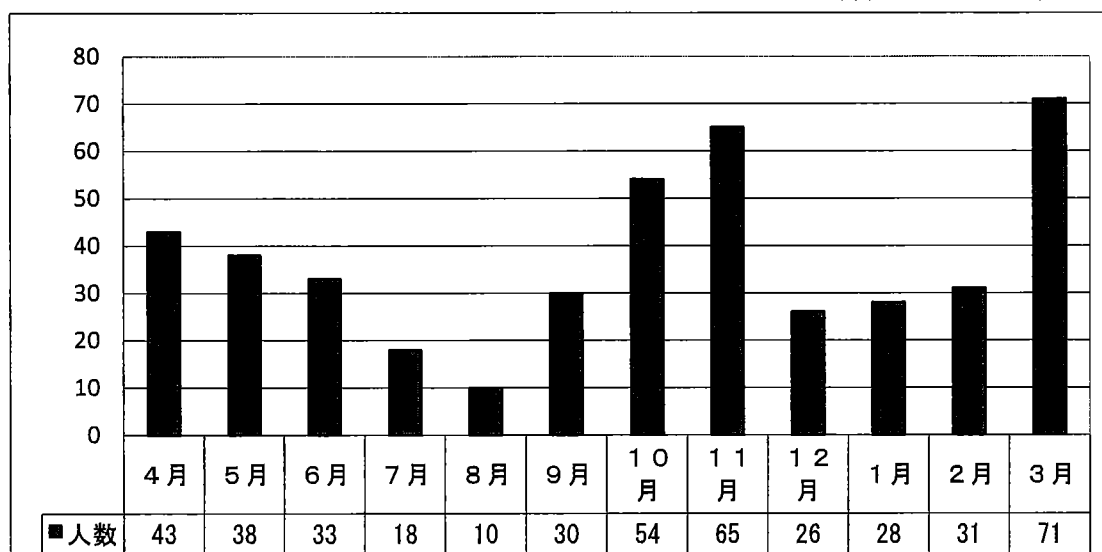
怠学には、進路が決定した高校生の遅刻が多く含まれ、例年秋ごろから増加する傾向が続いています。その他については、小・中学生の保護者同伴なしでのゲームセンターへの入店(中学生は18時以降)、中・高校生の公道でのスケボーです。

(5) 補導少年の居住別状況

居住地 学職	柏		松戸		流山		野田		我孫子		鎌ヶ谷		その他県内		県外		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
児童・生徒	72	75	2	0	2	4	0	0	4	0	0	0	5	5	0	3	85	87
高校生	33	30	3	2	2	1	3	3	5	2	0	0	56	67	6	3	108	108
学生	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	7	0	0	24	8
有職少年	7	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	2	0	0	20	2
無職少年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	2	3
計	121	106	9	2	4	5	3	3	9	2	0	0	87	84	6	6	239	208

(6) 月別補導状況

合計 447 人



(7) 地区補導の状況

実施回数 (回)	少年補導員等の従事者数(人)	声をかけた青少年数(人)		
		男	女	合計
324	1051	112	34	146

※地区補導とは、市内21中学校区で少年補導委員が、子どもたちに喫煙防止指導や帰宅指導など「愛のひと声」をかける、青少年の健全育成のための活動です。

過去 10 年 間 の 補 導 の 推 移

(1)行為別

行 為	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ぐ 犯 ・ 不 良 行 為											
1	刃 物 等 所 持										
2	粗 暴 行 為										
3	金 品 不 正 要 求										
4	家 出										
5	無 断 外 泊										
6	怠 学 ・ 怠 業	124	155	147	165	228	284	208	230	178	195
7	金 品 持 出 し										
8	性 的 い た ず ら										
9	不 健 全 性 的 行 為										
10	飲 酒										
11	喫 煙	28	35	59	31	18	6	18	63	32	76
12	不 良 交 友										
13	盛 り 場 は い か い										
14	不 健 全 娯 楽										
15	夜 遊 び (深 夜 は い か い)										
16	自 転 車 等 危 険 行 為										
17	迷 惑 行 為										
18	そ の 他	46	56	65	43	69	37	77	91	154	176
合 計		198	246	271	239	315	327	303	384	364	447

(2) 学職別

学 職	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 小 学 生		41	48	63	42	72	34	68	90	149	151
2 中 学 生		14	1	39	9	16	8	5	15	1	21
3 高 校 生		122	182	147	164	213	274	213	259	194	216
4 大 学 生		8	4	1	1	4	1	1	2	7	18
5 専 門 学 校			1	0	7	0	6	1	1	3	14
有 職 少 年		6	4	8	12	4	2	12	8	6	22
無 職 少 年		7	6	13	4	6	2	3	9	4	5
合 計		198	246	271	239	315	327	303	384	364	447

(3) 年齢別

年 齢	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	平成 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
14歳未満		44	48	71	43	79	34	70	92	149	155
14 歳		1	0	10	2	1	2	2	0	1	10
15 歳		10	1	21	6	8	6	1	13	0	7
16 歳		34	53	45	51	46	66	47	60	51	25
17 歳		50	89	70	68	95	97	86	116	72	137
18 歳		47	50	45	55	79	118	89	96	75	66
19 歳		12	5	9	14	7	4	8	7	16	47
合 計		198	246	271	239	315	327	303	384	364	447

やまびこ電話相談状況 令和6年4月から令和7年3月まで

(1) 月別相談受理件数 *無言, いたずら電話を除いた件数

学期	1学期				2学期					3学期			合計
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
件数	23	21	16	17	17	14	13	7	4	2	10	14	158
令和5年度	6	9	16	16	17	14	13	28	14	16	19	11	179

(2) 相談者別受理状況

相談者	小学生	中学生	高校生	大学生	専門学生
相談者数	3	37	74	0	0
令和5年度	3	48	70	1	1

相談者	有職少年	無職少年	その他	少年計
相談者数	3	2	7	126
令和5年度	2	1	2	128

相談者	保護者	一般成人	その他	成人計	合計
相談者数	30	0	2	32	158
令和5年度	46	2	3	51	179

(3) 男女別相談内容順位

〈男〉	順位	内 容	件数
	1	性	84
	2	学業・進路	4
	2	家庭・親子関係	4

〈女〉	順位	内 容	件数
	1	子育て・しつけ	5
	2	家庭・親子関係	4
	2	教師不適切	4

(4) 相談内容について

- ・やまびこ電話相談は、6名の相談員が交代で相談を受けています。令和6年度の総数は158件で、前年度より21件少なくなりました。
- ・男子は、依然として特定の少年から「性」の相談が多く、次に「学業・進路」と「家庭・親子関係」となりました。
- ・女子は、「子育て・しつけ」が最も多く、次に「家庭・親子関係」と「教師不適切」となりました。

令和6年度やまびこ相談累計一覧表

項目	項目 内 容	学識別 性別	少 年												合計			
			小学生	中学生	高校生	大学生	専門学生	有職少年	無職少年	その他	小計	保護者	成人一般	その他			小計	
1	学業・進路	男		1								3			3	4	4	
		女																
2	非 行	男																
		女																
3	性	男		15	60				3	1	4			1	1	84	85	
		女								1						1		
4	身 体	男			1											1	1	
		女																
5	異 性	男		1												1	1	
		女																
6	交 友	男	1		1						1					3	4	
		女										1				1		
7	家 庭 親子関係	男			1							2		1	3	4	8	
		女										4			4	4		
8	性 格	男										1			1	1	1	
		女																
9	被 害	男																
		女																
10	子 育 て し っ け	男										2			2	2	7	
		女										5			5	5		
11	家 出	男																
		女																
12	仕 事	男																
		女																
13	教師不適切	男															4	
		女	1	1								2			2	4		
14	不 登 校	男			1							1			1	2	5	
		女										3			3	3		
15	い じ め	男		1												1	2	
		女	1													1		
16	問い合わせ	男		1								1			1	2	6	
		女										4			4	4		
17	そ の 他	男		17	10						2	1			1	30	30	
		女																
18	対象外																97	
19	無 言																237	
20	いたづら																	
小 計			男	1	36	74				3	1	7	11		2	13	135	
			女	2	1						1			19			19	23
合 計				3	37	74				3	2	7	30		2	32	158	492

少年相談状況 令和6年4月から令和7年3月まで

(1) 月別相談受理件数

学期	1学期				2学期					3学期			合計
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
件数	14	17	12	12	5	14	5	13	5	9	14	6	126
令和5年度	0	7	7	7	3	7	6	14	7	8	8	7	81

(2) 相談者別受理状況

相談者	保護者	学校	本人・他	合計
相談者数	46	52	28	126
令和5年度	28	39	14	81

(3) 相談内容順位

順位	内容	男	女	計	占有率
1	性	11	3	14	11%
1	問い合わせ (ネット関係)	9	5	14	11%
2	不良交友 交友	4	8	12	10%

(4) 相談内容について

- ・少年相談は、所長及び指導主事、生徒指導アドバイザーが受けています。
- ・合計件数は、前年度より45件多く、126件でした。
- ・相談者別では、学校からの相談又は学校への対応が一番多く、次に保護者からの相談又は保護者への対応となりました。
- ・内容別では、性、問い合わせ（ネット関係）、不良交友・交友に関する相談を多く受け付けました。
- ・令和6年度は、対面での相談を積極的に行いました。また相談者の安定を目指し、継続的な相談対応も積極的に行いました。

令和6年度 少年相談一覧表

項目 内 容	件数	親・ 親類	学 校	本 人・他
電 話 相 談	112	44	51	17
来 所 相 談	14	2	1	11
1 学業・進路	2	2		
2 非 行	10	5		5
3 性	14	1	9	4
4 健康・身体	2	2		
5 異 性				
6 男女交際				
7 不良交友 交友	12	3	5	4
8 家 出	10	5	4	1
9 暴 力	5	1	1	3
10 喫 煙	1		1	
11 飲 酒	2		2	
12 シンナー 薬物乱用	2			2
13 金銭乱費 持ち出し	3	3		
14 刑罰法令に 触れる行為	8		4	4
15 家庭・親子 生活全般	8	7	1	
16 被 害	7	2	5	
17 いたづら				
18 教師不適応	2	1		1
19 不登校	8	7	1	
20 い じ め	2	2		
21 仕 事				
22 同い合わせ (ネット関 係)	14	4	10	
23 そ の 他	14	1	9	4
小 計				
合 計	126	46	52	28

学職別 性別	幼 児	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生	年 有 職 少	年 無 職 少	そ の 他	小 計	受理後の処理		
										セン ター	関 係 機	継 続 相
電話相談		18	75	17	1			1	112	89	5	18
来所相談			14						14	3		11
男			1						1	2		
女				1					1			
男		2	6	1					9	4	1	5
女			1						1			
男		1	10						11	7	1	6
女		2	1						3			
男										2		
女			2						2			
男												
女												
男												
女												
男			4						4	7		5
女			7		1				8			
男			4	1					5	9		1
女			4	1					5			
男			4						4	4	1	
女			1						1			
男			1						1	1		
女												
男			2						2	2		
女			1						1	2		
男			1						1			
女			2						2	3		
男				1					1			
女			8						8	1	1	6
男			4	1					5	5		3
女			1	2					3			
男			3	2					5	7		
女		1		1					2			
男												
女												
男		1							1	2		
女		1							1			
男			3	1					4	6		2
女			1	3					4			
男		1							1	2		
女			1						1			
男												
女												
男		5	3	1					9	12	1	1
女			5						5			
男		3	5					1	9	14		
女		1	3	1					5			
男		13	59	7				1	80			
女		5	30	10	1				46			
小 計		18	89	17	1			1	126	92	5	29

サイバーパトロール実施状況 令和6年4月から令和7年3月まで

(1) 投稿者別通報状況

投稿者	小学生	中学生	高校生	特別支援	その他	合計
投稿者数	0	3	1	0	0	4
令和5年度	0	11	0	0	0	11

(2) 内容別通報状況

内 容	小学生	中学生	高校生	特別支援	その他	合計
不適切書込み・画像	0	0	0	0	0	0
誹謗中傷	0	2	0	0	0	2
乗っ取り等トラブル	0	0	0	0	0	0
個人情報公開	0	1	0	0	0	1
家出少年書込み検索	0	0	0	0	0	0
自殺企図	0	0	0	0	0	0
触法・違法の疑い	0	0	1	0	0	1
合 計	0	3	1	0	0	4

条例・規則等

(1) 柏市少年補導センター設置条例

昭和 41 年 10 月 11 日
条例第 32 号

(設置)

第 1 条 青少年の健全な育成を期し、少年の補導活動を総合的に推進するため柏市少年補導センター（以下「補導センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 補導センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 柏市少年補導センター

位置 柏市柏五丁目 8 番 32 号

(主管)

第 3 条 補導センターの運営及び管理は、教育委員会が行う。

(業務)

第 4 条 補導センターは、少年の補導に関し、関係機関及び関係団体等の合同活動として次の業務を行う。

- (1) 街頭補導、少年相談、専門機関への通告及び関係者に対する補導連絡等による少年非行の早期発見及び早期補導の活動
- (2) 少年の補導に関する情報の収集及び資料の整備
- (3) その他少年の補導に必要な業務

(職員)

第 5 条 補導センターに所長、補導主事その他の職員を置く。

(運営協議会)

第 6 条 補導センターの適切な運営をはかるため、補導センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

第 7 条 運営協議会は、委員 15 人をもつて組織する。

- 2 委員は、関係機関及び関係団体の代表者並びに少年の補導に関し学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市少年補導センター設置条例(昭和41年柏市条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 柏市少年補導センター(以下「センター」という。)の開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第3条 センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(運営協議会)

第4条 条例第6条に規定する少年補導センター運営協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員に議事に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。
- 5 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について委員に報告しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

(3) 少年補導委員要領

制定 令和2年 3月11日

施行 令和2年 4月 1日

(趣旨等)

第1条 この要領は、少年補導委員の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 柏市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、柏市少年補導センター設置条例第1条の規定を推進するため、柏市少年補導センターに少年補導委員を置く。

(委嘱等)

第3条 第2条に規定する少年補導委員は次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内の学校の職員
- (2) 児童委員及び青少年相談員
- (3) 本市及び教育委員会の職員
- (4) 千葉県警察職員
- (5) 青少年に関係ある団体及び防犯団体の役員
- (6) その他適任と認める者

2 前項第1号から第5号までの者については、それぞれ所属の機関又は団体の長の推せんをあらかじめ受けるものとする。

(任期)

第4条 少年補導委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 少年補導委員の業務の連絡調整を図るため、柏市少年補導センターの所長は、必要に応じて少年補導委員の会議を招集することができる。

(補則)

第6条

この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

(4) 柏市少年補導センター少年補導委員連絡協議会会則

第一章 総則

(名 称)

第1条 本会は、柏市少年補導センター少年補導委員連絡協議会と称し、事務局を柏市少年補導センター内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、柏市少年補導センター少年補導委員がこの会を通じ、相互の連携と研さんを図り、地域青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の補導活動及び関係機関に対する協力。
- (2) 補導活動及び青少年問題に関する研さん。
- (3) 少年補導センター事業に協力。
- (4) 補導委員相互の連携。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項。

(資 格)

第4条 本会は、柏市少年補導センターの少年補導委員及び補導センター職員をもって構成する。

(慶弔及び表彰)

第4条の2 慶弔及び表彰については、別に定める。

第二章 役員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	6名以内
書 記	4名以内	会 計	4名以内
会計監査	2名		

それぞれの任期は2年とする。ただし、補欠により就任した任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第6条 前条のうち、役員は別に定める選考委員会で選出し、総会において承認する。

(役員の任務)

第7条 会長は本会を代表し会務を総括する。

2. 会長は役員会及び運営委員会を招集する。
3. 会議の議長については、役員の中から互選する。
4. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 書記は、本会の会務を掌理する。
6. 会計は、本会の会計を司る。
7. 会計監査は、本会の経理を監査する。
8. 役員は専門部を掌理する。

(顧 問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は会長が推薦し総会で承認する。

第三章 会議

(総 会)

第9条 総会は会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

2. 総会は次の事項を議事とする。

- (1) 役員の選出と承認。
- (2) 事業計画と予算の決定。
- (3) 事業報告と決算の承認。
- (4) 会則の改廃。
- (5) その他必要と認める事項。

3. 総会の議長は別に選出するものとする。

4. 総会の決定は、出席者の過半数をもって決める。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、センター職員で構成する。その他必要に応じて、会長が補導委員を招集する。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、役員会構成人員及び地区長で構成する。

(議 決)

第12条 会議の決定は、出席者の過半数で決める。

(専門部)

第13条 本会に次の専門部を置く。

- (1) 事業部は事業活動の企画立案し、実施する。
- (2) 広報部は啓発活動を実施し、広報紙を発行する。
- (3) 研修部は研修会を企画し、実施する。

2. 事業部は会長・副会長・書記・会計が担当する。

3. 地区長は広報部・研修部のいずれかに所属する。

4. 広報部・研修部に部長及び副部長を置き、部員の互選により決定する。

第四章 会計

(経 費)

第14条 本会の経費は会費及び市補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

本会則は昭和52年5月10日から施行する。

本会則は昭和54年6月14日に一部改正する。

本会則は平成4年5月16日に一部改正する。

本会則は平成12年5月13日に一部改正する。

本会則は平成25年5月11日に一部改正する。

本会則は令和4年4月23日に一部改正する。

本会則は令和5年4月22日に一部改正する。

本会則は令和7年4月19日に一部改正する。

(5) 選考規定 (柏市少年補導センター少年補導委員連絡協議会)

第1条 役員の選出は選考委員会が行う。

第2条 選考委員会は地区長の代表者とセンター職員で構成される。

第3条 選考委員会は会長、副会長、書記、会計、会計監査を選出する。

第4条 選出された会長は、選考委員会に加わることができる。

付 則

本規定は昭和52年5月10日から施行する。

(6) 慶弔規定（柏市少年補導センター少年補導委員連絡協議会）

第1条 本会の会員の慶弔に関する取り扱いは規定による。

第2条 会員が疾病により1ヶ月以上の入院及び加療を要する場合は、3,000円の見舞金とする。

第3条 会員及び家族の不幸については、次の基準による弔慰金とする。

会 員 の 死 亡 10,000円

配 偶 者 の 死 亡 5,000円

同居人の父母・子の死亡 5,000円

第4条 その他必要と認められる場合は役員が協議し決定する。

付 則

本規定は平成2年5月19日から施行する。

本規定は平成22年3月6日に一部改正する。

(7) 表彰規定（柏市少年補導センター少年補導委員連絡協議会）

第1条 本会における表彰の取り扱いは、本規定による。

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

(1) 本会の会員で、補導活動において功労が顕著な者

(2) 10年以上本会の会員であって、少年補導委員の委嘱期間満了に伴い、会員の資格を失う者

第3条 表彰を受ける者の選考は、前条の規定に基づき、役員が協議して決定する。

第4条 表彰は、前条に基づく決定を受けて、会長が総会の日に行う。

付 則

本規定は平成25年5月11日から施行する。

(5) 柏市学校警察連絡協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、柏市学校警察連絡協議会と称し、事務局を柏市少年補導センターに置く。

(構成)

第2条 本会は、市内小・中・高等学校校長及び生徒指導主任、柏警察署職員、柏児童相談所職員、教育委員会の関係職員をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、市内小・中・高等学校並びに関係諸機関との連携を図るとともに、生徒指導上の問題について研修を深め、各学校における非行の早期発見と早期指導に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を構成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校相互の連絡調整。
- (2) 非行防止に関する調査研究。
- (3) 関係機関、団体等の連絡調整。
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

(役員)

第5条 1. 本会は、次の役員を置く。

会長（1名） 副会長（若干名） 理事（若干名） 幹事（若干名）
会計（2名） 書記（2名） 監査（2名）

2. 会長、副会長及び理事は、役員の互選による。

3. 監査、会計、書記は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

3. 理事は、会務の執行に関して、基本的な事項を司る。

4. 幹事は、基本的事項を受け、年間を通して諸活動を推進する。

5. 書記は、本会の命を受け、会務を掌理する。

6. 会計は、会長の命を受け、金銭物品の出納保管に任ずる。

7. 監査は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 1. 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 1. 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は役員会の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第9条 1. 本会の会議は総会及び役員会とし、会長が招集する。

2. 総会は年1回とする。

3. 総会の決定は、出席者の過半数をもって決める。

4. 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

5. その他、会長が必要と認めた時は、開催することができる。

(会費)

第10条 本会の会費は、自己負担及びその他の収入をもってあてる。

(事業及び会計年度)

第11条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(補 則)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は、昭和55年6月3日から施行する。

この規約は、昭和62年6月4日から施行する。

この規約は、平成 6年4月5日から施行する。

この規約は、平成16年5月21日から施行する。

(6) 補導対象少年の行為

行 為	内 容
1 刃物等所持	正当な理由なく刃物等，他入に危害を加えるおそれのある器具等を持っている
2 粗暴行為	暴行，傷害，器物損壊等の非行に発展する恐れのある粗暴な言動
3 金品不正要求	正当な理由がなく，他人に対し，金品の交付，貸与等を要求する行為
4 家出	正当な理由なく，保護者に無断で帰宅しない行為で帰宅する意思がない行為
5 無断外泊	正当な理由がなく，保護者に無断で外泊する行為で一時的に帰宅しない行為
6 怠学・怠業	正当な理由なく，学校や職場を休み，また遅刻，早退をする行為
7 金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
8 性的いたづら	他人の体に性的な不安を生じさせるように触れる行為，その目的でつきまとう行為，その他性的な不安を生じさせるような言動
9 不健全性的行為	少年の健全育成上支障のある性交または性交類似行為
10 飲酒	酒類を引用し，又はその目的で酒類を所持する行為
11 喫煙	喫煙し，又はその目的でたばこもしくは喫煙具を所持する行為
12 不良交友	犯罪性のある人，その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
13 盛り場はいかい	少年の健全育成に影響を及ぼす場所のはいかい
14 不健全娯楽	正当な理由がなく，時間外でのゲームセンターの立ち入り等，少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
15 夜遊び (深夜はいかい)	場所を問わず夜間に出歩き，遊び惚ける行為
16 自転車等危険行為	二人乗り，無灯火，ながら運転，危険運転などの行為
17 迷惑行為	公共場所，施設・交通機関内等における迷惑行為
18 その他	校則違反，道徳的（マナー）違反などの行為

(7) 各種法律による青少年の呼称及び年齢区分

法律の呼称	呼 称	年 齢 区 分
少 年 法	少 年	20歳未満の者（18, 19歳は「特定少年」）
刑 法	刑事未成年者	14歳未満の者
児童福祉法	児 童	18歳未満の者
	乳 児	1歳未満の者
	幼 児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少 年	小学校就学の始期から18歳未満までの者
学校教育法	学 齢 児 童	6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、 12歳に達した日に属する学年の終わりまでの者
	学 齢 生 徒	小学校（又は、特別支援学校の小学部）の課程を修了した日の 翌日以降における最初の学年の初めから、15歳に達した日に 属する学年の終わりまでの者
民法	未 成 年 者	18歳未満の者
	婚 姻 適 齢	男 満18歳 女 満18歳
労働基準法	年 少 者	18歳未満の者
	使用禁止者	15歳未満の者（例外あり）
	未 成 年 者	民法上の未成年者
道路交通法	児 童	6歳以上13歳未満の者
	幼 児	6歳未満の者
	大型免許・中型免許を与えない者	19歳に満たない者
	普通免許・大型特殊免許・けん引免許を与えない者	18歳に満たない者
	二輪免許・小型特殊免許・原付免許を与えない者	16歳に満たない者
未成年喫煙禁止法	未 成 年	満20歳に至らざる者
未成年飲酒禁止法	未 成 年	満20歳に至らざる者

■ 柏市少年補導センターの相談窓口(土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みします)

・「少年相談」……少年及び保護者等からの相談

午前9時～午後5時

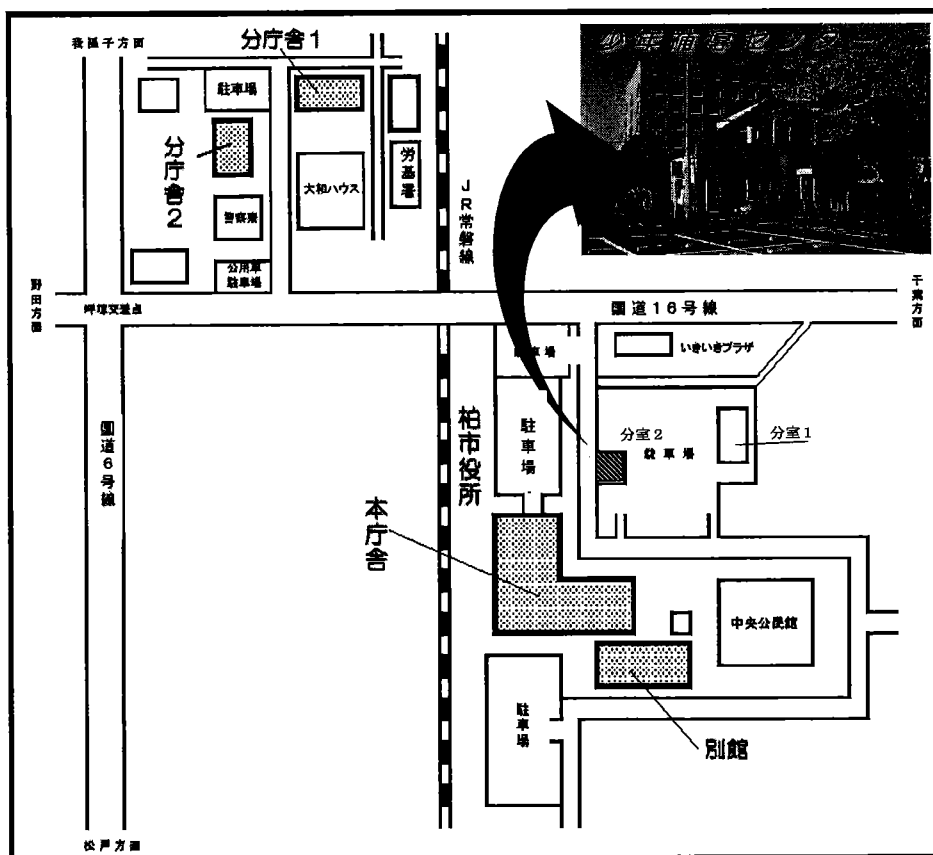
04-7164-7571

・「やまびこ電話柏」…子どもや青少年及び保護者(話をきいてもらいたいとき)

午後1時～午後7時

04-7166-8181

0120-66-3741(通話無料)



柏市少年補導センター

休所日:土曜・日曜・祝日・12月29日から1月3日まで

〒277-0005

柏市柏5丁目8番32号

Tel. 04-7164-7571

Fax. 04-7164-7599